

令和 8 年第 1 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 8 年 3 月 3 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

1 番	篠 塚 敦 君	7 番	新 井 邦 弘 君
2 番	山 崎 敬 子 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	本 谷 孝 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	佐 藤 眞 一 君	1 0 番	船 川 京 子 君
6 番	峯 山 典 明 君	1 1 番	大 越 勇 一 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	山 崎 誠一郎 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	松 本 浩 睦 君
政 策 企 画 課 長	布 袋 哲 朗 君
財 政 課 長	木 村 宜 孝 君
防 災 危 機 管 理 課 長	齊 藤 秀 樹 君
税 務 課 長	鈴 木 壮 君
住 民 課 長	渡 辺 泰 幸 君
福 祉 課 長	服 部 豊 君
子 育 て 支 援 課 長	松 永 重 生 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	山 田 博 子 君
生 活 環 境 課 長	雑 賀 正 幸 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古 山 栄 一 君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大 越 正 博 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	藤 波 勝 君
建 設 課 長	北 澤 忍 君
会 計 課 主 査	眞 仲 幸 穂 君
学 校 教 育 課 長	清 水 敬 子 君
生 涯 学 習 課 長	亀 谷 英 一 君

指 導 課 長 石 井 康 之 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書 記	大 越 聖 之
書 記	齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

2 番	山 崎 敬 子 君
3 番	本 谷 孝 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）

午前 10 時開会

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の件 |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分につ
いて |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分につ
いて |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分につ
いて |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 利根町犯罪被害者等支援条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |

日程第12	議案第9号	利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第10号	利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第11号	龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
日程第15	議案第12号	利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第13号	令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）
日程第17	議案第14号	令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第15号	令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第16号	令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第17号	令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第18号	令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第19号	令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）
日程第23	議案第20号	工事請負契約の締結について
日程第24	議案第21号	利根町副町長の選任について
日程第25	議案第22号	布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
日程第26	議案第23号	利根町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第27	議案第24号	令和8年度利根町一般会計予算
日程第28	議案第25号	令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第29	議案第26号	令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第30	議案第27号	令和8年度利根町介護保険特別会計予算
日程第31	議案第28号	令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第32	議案第29号	令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議案第30号	令和8年度利根町下水道事業会計予算
日程第34	休会の件	

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の件
日程第3	報告第1号
日程第4	議案第1号
日程第5	議案第2号
日程第6	議案第3号
日程第7	議案第4号

日程第 8 議案第 5 号
日程第 9 議案第 6 号
日程第10 議案第 7 号
日程第11 議案第 8 号
日程第12 議案第 9 号
日程第13 議案第10号
日程第14 議案第11号
日程第15 議案第12号
日程第16 議案第13号
日程第17 議案第14号
日程第18 議案第15号
日程第19 議案第16号
日程第20 議案第17号
日程第21 議案第18号
日程第22 議案第19号
日程第23 議案第20号
日程第24 議案第21号
日程第25 議案第22号
日程第26 議案第23号
日程第27 議案第24号
日程第28 議案第25号
日程第29 議案第26号
日程第30 議案第27号
日程第31 議案第28号
日程第32 議案第29号
日程第33 議案第30号
日程第34 休会の件

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和 8 年第 1 回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

本日までに、陳情2件を受理しております。

次に、監査委員より、令和7年11月分から令和8年1月分の現金出納検査の結果報告がありました。

それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

2番 山 崎 敬 子 議員

3番 本 谷 孝 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの通算16日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり、施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） おはようございます。

本日ここに、令和8年第1回利根町議会定例会開催され、令和8年度予算をはじめ、上程いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営の所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の方々の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和8年度当初予算の概要を申し上げたいと思います。

今回の予算編成は、私が町長に就任してから初めてとなるものでございます。町民の方々とお約束した公約と未来の利根町に結びつく施策を盛り込みました。少しでも利根町を元気に前に進めるための予算であると考えております。

なお、予算編成に当たっては、将来世代につなぐ持続可能な財政運営の確立、そして人口減少、高齢化に対応した地域活力、福祉の充実、地域経済の再生と新たな産業の創出、

安心安全な生活を守る防災減災対策，デジタル化の推進と行政サービス改革を基本としております。

令和 8 年度一般会計の総額は73億3,600万8,000円で，前年度当初予算と比較いたしますと 2 億7,036万4,000円の増，率にしますと3.8%の増となっております。

また，特別会計につきましては，五つの特別会計の総額は48億5,253万3,000円となり，前年度比 2 億1,895万3,000円の増，率にしますと4.7%の増となっております。

下水道事業会計につきましては，8 億9,607万3,000円で，対前年度比 1 億3,962万6,000 円の増，率にしまして18.5%の増となっております。

それでは，令和 8 年度の主要事業の一部について新規事業を中心に申し上げます。

まず，旧利根消防署跡地の不動産鑑定評価業務委託は，令和 7 年度に解体が行われた旧利根消防署の跡地を不動産鑑定するものでございます。

財産の売却に当たりましては，当町の貴重な財産を適正な対価で処分することが強く求められます。売却価格の妥当性を担保し，特定の個人や団体への利益供与を防ぐためにも，専門的知見に基づき，土地の形状や法規制，近隣の取引事例などを多角的に分析し，適性な市場価値を客観的に算出するため計上するものでございます。

次に，乳児等通園支援事業でございます。

本事業は，全ての子供と子育て家庭への支援を強化するため，令和 8 年度から全国の自治体で本格的に開始される事業でございまして，保護者の就労要件などを問わず，保育所等に通っていない生後 6 か月から 3 歳未満のお子さんが保育所等を利用できる制度でございます。当町においては，導入希望の園が 1 か所でございまして，余裕活用型による事業を実施してまいります。

また，令和 8 年度から新しく不妊治療費助成事業補助金を計上してございます。

本事業は保険適用の生殖補助医療と併せて実施する厚生労働省で承認されている保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成するものでございます。夫婦いずれかが利根町に在住し，引き続き町内に在住予定の43歳未満の方へ 1 回の治療につき 4 万円を助成し，茨城県不妊治療補助金と併せて実施したいと考えております。

次に，オレンジカフェの活動費補助でございます。

オレンジカフェは，住み慣れた地域で認知症の方やその家族が集い，情報交換や相談を気楽にできる支援拠点となるもので，現在，町内で活動しているオレンジカフェは 2 か所でございます。

その活動の普及啓発を支援するため，新たに令和 8 年度より活動費を町から補助金として交付する方向で検討を進めており，補助金額については，1 団体につき年額10万円を上限として予定しております。

次に，県営の基盤整備事業である利根南部地区及び利根西部地区の基盤整備事業でございます。

利根南部地区では、利根小学校周辺の仕上げ整地工事や、四季の丘と利根小学校を結ぶ道路の建設と小学校東側道路の拡幅舗装工事が行われます。

利根西部地区では上曽根周辺の荒整地工事を行われます。

そのほか利根立木地区では、計画調査が3年目に入りまして、令和8年度は、昨年度から引き続き施設設計促進計画の作成が行われます。

続きまして、防犯カメラ設置工事でございます。

近年、犯罪の手口が多様化、巧妙化する中で、犯罪の未然防止及び事件発生時の早期解決を図ることを目的として実施するもので、私が町民の方々とお約束した公約の一つでございます。

令和8年度には、町内の主要な箇所に防犯カメラを5台増設する計画であり、設置場所については、取手警察署と協議を行い、防犯効果が高く、かつ捜査上必要性が認められる地点を選定してまいります。

この事業を実施することで、犯罪抑止効果の向上が図れるとともに、事件が発生した際には、早期解決につながる重要な情報が確保できるものと考えております。

次に、国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に整備した町内小中学校のICT化環境について、個々の児童生徒の最適な学びを支える学習支援ソフトや教職員の校務のDXを推進する統合型校務支援システム、そして、それらを快適で安定的に利用するためのネットワーク機器の更新を行います。

これらの更新を単なるハードウェアの置き換えに終わらせることなく、教育の質の向上とデジタル化の定着をさらに加速するべく、着実に取り組んでまいります。

次に、保健福祉センターの照明LED化改修工事でございます。

蛍光灯類の生産が令和9年末で終了することから、保健福祉センター敷地内に設置された照明のLED化改修工事を行うものでございます。

この蛍光灯の生産が令和9年末ということで、ここの1階だったり、文化センターとか、そういったものがまだ残っておりますので、その費用が大幅な見積みとなっております。それを、うまくやりくりしながら、財政の一極集中といいますか、圧迫のないように、しかしながら、やること、やるしかないものでございますので、これから議会のほうにも、今後、いろいろなこのLED化の提案をさせてもらうつもりでございます。

このLEDの照明は、LED、皆さん御存じのように、従来の照明設備と比べて消費電力が少なく寿命も長いと、電気料金の削減や維持管理費の軽減に大きく寄与すると考えております。

これと付随して、この次に文化センターの大規模改修工事設計業務委託費でございます。

この文化センターも空調の関係で今、結構不具合が出ております。そこを、いつ対応できるように、まず先に、この設計をしておかなければ工事に入れません。そのため、今回令和8年度として、この設計料をここに計上してございます。

安全で快適な利用環境を維持するために改修工事の設計業務を委託して、そして現状調査を行って、設備の効率化を含む改修計画を策定して、町民の文化活動の場としてさらなる利便性向上を目指しておりますが、この設計料を委託しておかないと、今年の夏、空調がおかしくなったというところで今、猛暑の中で、猛暑の中、文化センターが使えないということになった場合、速やかにこの工事を行うためには、この設計料が必要だと思い、計上をしたところでございます。

以上、令和8年度の主要事業の一部について、新規事業を中心に申し上げます。

「利根町の未来を創る！」という決意を新たに、新年度を迎えたいと思っております。議員各位及び町民の方々には、御理解と御協力を心よりお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、本日提案しました議案の概要について御説明を申し上げます。

今定例会に提出したのは、報告が1件、議案が令和8年度当初予算をはじめ、条例の制定、一部改正、また令和7年度補正予算など、合計30件でございます。

報告第1号は、利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により専決処分したものでございまして、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第1号は、令和7年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、次に議案第2号は、令和7年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、議案第3号は、令和7年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第4号は、利根町犯罪被害者等支援条例についてで、犯罪被害者等の支援を目的とした事業を実施するに当たり、犯罪支援に関する基本的な理念を定め、町並びに町民等及び事業者等の責務や役割を明確化し、犯罪被害者等の支援施策等について条例で制定したので提案するものでございます。

議案第5号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてで、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児部分休業等の改正等に対応するため提案するものでございます。

議案第6号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございまして、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与における改正法が公布されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、給料表の改定、通勤手当等の諸手当の支給要件及び支給額、期末手当及び勤勉手当の支給率等の規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第7号は、利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてで、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、

国家公務員に準拠し、常勤の特別職の期末手当の支給率を改めたいので提案するものでございます。

議案第8号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてで、所得税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年12月1日に施行されたことに伴い、医療福祉費の支給制度の条文を改めたいので提案するものでございます。

議案第9号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてで、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で定めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため提案するものでございます。

議案第10号は、利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてで、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町で定める基準においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため提案するものでございます。

議案第11号でございますが、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互に利用できる当町の施設のうち、利用される具体的な施設の名称の一部変更と、令和7年6月に開設した利根町健康増進等複合施設の追加のため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものでございます。

議案第12号は、利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてで、龍ヶ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互に利用できる施設に利根町健康増進等複合施設が追加されることに伴い、龍ヶ崎市民に対しても町民同様の取扱いとする提案でございます。

議案第13号でございますが、令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）で、歳入歳出それぞれ9,568万5,000円を追加し、総額を76億7,831万4,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債について補正するものでございます。

議案第14号は、令和7年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定については歳入歳出それぞれ364万2,000円を減額し、総額を19億2,190万4,000円として、施設勘定については歳入歳出それぞれ79万7,000円を追加し、総額を1億5,916万円とするものでございます。

議案第15号は、令和7年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）で、事業に要する経費に変更なく、財源内容を変更するものでございます。

次に、議案第16号は、令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ3,854万3,000円を追加し、総額を18億8,775万9,000円とするものでございます。

議案第17号は、令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）で、歳

入歳出それぞれ17万6,000円を追加し、総額を2,015万7,000円とするものでございます。

議案第18号でございますが、令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ3,133万1,000円を減額し、総額を7億6,627万5,000円とするもので、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為を追加するものでございます。

議案第19号でございますが、令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）で、収益的収入及び支出について、下水道事業収益を1,810万円減の6億7,753万円とし、下水道事業費用を1,727万円減の6億6,207万円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出について、下水道事業資本的収入を1,971万5,000円増の8,523万2,000円とし、下水道事業費、下水道事業資本的支出を1,950万5,000円増の1億2,322万4,000円とするもので、継続費及び企業債についても補正するものでございます。

議案第20号でございますが、工事請負契約の締結についてで、令和7年度農林業近代化施設解体工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議案第21号でございますが、利根町副町長の選任についてで、副町長選任の同意を求めることについて、地方自治法第162条の規定により提案するものでございます。

当町においては現在で言うところの副町長である助役が平成11年を最後に退任して以降、副町長を置いておりませんでした。今回、横田清泰氏は、提案した横田清泰氏でございますが、内閣府地方創生推進事務局参事官補佐などを経て、二つの地方公共団体で副町長と副市長を経験され、地方創生、地方活性化における知識、経験ともに非常に豊富であり、副町長として適任者であると判断をしております。

「利根町の未来を創る！」をスローガンに、七つのビジョンを掲げ、安心して暮らせるまち、未来に希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいくためには、この27年ぶりに副町長を任用するに当たり、提案するものでございます。

議案第22号でございますが、布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてで、利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第13条の規定により、指定管理者による管理を行わせるために、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

議案第23号は、利根町過疎地域持続的発展計画の変更についてで、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項第1号の規定により、本町が過疎地域に指定され、過疎地域の持続的発展に関する施策等を決定し、推進していくため、令和3年9月に策定した利根町過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日をもって計画期間終了を迎えるため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする計画に、本文及び事業等を変更したいので提案するものでございます。

議案第24号は、令和8年度利根町一般会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ73億3,600万8,000円とするもので、対前年度比では2億7,036万4,000円の増、率にして3.8%の増と

なります。

議案第25号は、令和8年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については総額を歳入歳出それぞれ20億530万9,000円とするもので、対前年度比9,034万8,000円の増、率にしまして4.7%の増となります。

また、施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億5,268万3,000円とするもので、対前年度比420万2,000円の増、率にしまして2.8%の増となっております。

議案第26号は、令和8年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ701万7,000円とするもので、対前年度比71万4,000円の増、率にしまして11.3%の増となっております。

議案第27号でございますが、令和8年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ18億765万6,000円とするもので、対前年度比5,398万円の増、率にしまして3.1%の増となっております。

議案第28号でございますが、令和8年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,927万7,000円とするもので、対前年度比113万4,000円の増、率にしまして6.3%の増となります。

議案第29号でございますが、令和8年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ8億6,059万1,000円とするもので、対前年度比6,857万5,000円の増、率にしまして8.7%の増となっております。

議案第30号でございます。令和8年度利根町下水道事業会計予算で、下水道事業費用7億1,160万1,000円と資本的支出1億8,447万2,000円の合計が8億9,607万3,000円、対前年度比1億3,962万6,000円の増、率にしまして18.5%の増となっております。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましてはこれから担当課長が御説明いたしますので、お手元の審議書により御審議の上、何とぞ適切な御判断を賜りますようよろしくお願いして、終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 施政方針及び総括説明が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第3、報告第1号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。

子育て支援課長松永重生君。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、報告第1号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2

条第3号の規定により、令和8年1月20日付で専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

改正理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により虐待等の対応の強化を図るため、児童福祉法第33条の10の改正により児童に保育や居場所の提供等を行う事業及び施設等を追加するとともに、同条に第2項及び第3項の追加改正により引用番号が変更になったことに伴い、当該条例条文を引用する本町の条例についても改める必要があるため、改正したものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

第1条、利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第12条の虐待等の禁止の改正については、法第33条の10各号を法第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

次に、第2条の利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第12条の虐待等の禁止の改正については、第1条と同様の改正でございます。

3ページ目をお願いいたします。

次に、第3条の利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第15条の特定教育・保育の取扱方針の改正については、第1項第1号、この号及び次号においてを削るものでございます。

この改正は、次に第25条の虐待等の禁止規定について、法第33条の10第1項の改正により幼保連携型認定こども園、幼稚園の施設の職員についての行為についても規定したことにより、第15条第1項第1号及び第2号以外にも認定こども園法の略称規定を追加したことによるものでございます。

4ページ目をお願いいたします。

次に、第4条の利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。この改正についても第1条と同様の改正でございます。

報告第1号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第4、議案第1号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてから日程第6、議案第3号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてまでの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

議案第1号から議案第3号について、財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第1号 令和7年度利根町一般会計補正予算

(第8号)の専決処分につきまして、補足して御説明申し上げます。

今補正につきましては、ゼロ歳から18歳までの方へ、1人当たり2万円を支給する国の物価高対応子育て応援手当支給に関わるもので、速やかな支給に向けた事務手続について早急に事業を開始する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

議案書7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、今補正に関わる財源で、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金132万円の増、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金が2,656万円の増、事業に関わる事務費及び事業費は全額国庫補助となります。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、物価高対応子育て応援当事業、時間外勤務手当は12万7,000円の増、当該事業に関わる担当職員分となります。

通信運搬費12万8,000円の増、手当支給に関わる通知発送の郵送料になります。

手数料8万8,000円の増、手当の振込手数料となります。

物価高対応子育て応援手当支給事務システムサポート委託は97万7,000円の増。対象者の抽出作業、通知作成等の事務処理委託となります。

物価高対応子育て応援手当は2,656万円の増。ゼロ歳から18歳までの方に対し、1人当たり2万円を支給するもので、1,328名分を見込んでございます。

以上、議案第1号 令和7年度利根町一般会計補正予算(第8号)の専決処分についての内容につきまして、補足して御説明いたしました。

続きまして、議案第2号 令和7年度利根町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

今補正の主な内容でございますが、令和8年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に伴うもので、衆議院解散につきましては、令和8年1月23日でございますが、各種報道により衆議院解散が濃厚であることに加え、予想される選挙スケジュールが非常に短期間であることから、解散後の補正予算編成では各種業務が間に合わないと予想されたこと、並びに国県からの通達及び近隣自治体の予算編成対応状況を踏まえ、補正予算措置を早急に行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、衆議院解散前ではございますが、令和8年1月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

また、去る令和7年第4回定例会に上程いたしました令和7年度一般会計補正予算(第

7号)におきまして、農林業近代化施設管理事業の繰越明許費につきまして一部経費が計上されていなかったため、今回同時に補正させていただいております。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、農林業近代化施設管理事業でございます。

農林業近代化施設解体工事につきましては、工事完了が次年度となる見込みから、令和7年12月の第4回定例会におきまして繰越明許費の計上を行いました。農林業近代化施設解体工事監理業務委託405万9,000円につきましても、本来は繰越明許費として計上すべきものでございました。

また、解体工事と施設内残置物処分は分けて業務を発注しなければならないことが判明したため、解体工事費の一部81万6,000円を残置物処理業務委託として流用してございます。

整理いたしますと、補正前の4,200万円につきましては解体工事費7,000万円の60%として計上してございましたが、この解体工事費から81万6,000円を残置物処理業務委託として流用しております。差引き6,918万4,000円の60%分4,151万1,000円と、解体工事監理業務委託405万9,000円、残置物処理業務委託81万6,000円の合計4,638万6,000円を、次年度繰越額として補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金は、衆議院議員選挙委託金で1,166万5,000円の増、衆議院議員総選挙の実施に関わる県委託金でございます。

今補正の歳出につきましては、全て当該選挙に関わる経費で全額当該委託金の対象でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項4選挙費、目5衆議院選挙費1,166万5,000円の増で、内訳につきましては、報酬88万5,000円の増、選挙執行に伴う選挙管理委員、投票管理者、投票立会人などの報酬となります。

職員手当、時間外勤務手当516万9,000円の増、担当職員及び投票開票に携わる管理職以外の職員分となります。

報償費は、ポスター掲示場等借用謝礼品で1万3,000円の増。

管理職職員における投開票事務従事謝礼で130万6,000円の増となります。

需用費、消耗品費24万6,000円の増、選挙啓発用懸垂幕、横断幕、投開票所用の消耗品購入代でございます。

燃料費8,000円の増、こちらは投票所用暖房用の灯油代でございます。

印刷製本費 9 万 7,000 円の増は、氏名等掲示封筒の印刷代でございます。

役務費、通信運搬費は、入場券郵送料などで 74 万 9,000 円の増となっております。

手数料 8 万 8,000 円の増は、選挙公報新聞折り込み手数料でございます。

次に、委託料でございますが、まずポスター掲示板作成委託が 84 か所分で 156 万 2,000 円の増。

電算投入業務委託は 89 万 8,000 円の増。こちらは入場券作成や選挙人名簿抄本作成などの内容になります。

開票集計システム業務委託は 38 万 9,000 円の増、内容は、開票集計システムの準備登録作業、附票作成作業、従事者説明などとなっております。

投票用紙読取分類機設定業務委託は 8 万 8,000 円の増、分類機の各種設定検証作業となります。

10 ページをお願いいたします。

庁舎防犯防災常駐警備・機械警備業務委託（選挙時間外分）は 6 万 6,000 円の増、いわゆる庁舎宿直業務の選挙時時間外対応分となります。

使用料及び賃借料は、投票用紙及び投票箱送致時の車借上料 2 万 6,000 円の増、公共施設以外 8 投票所の投票所借上料 4 万円の増、投票速報用携帯電話借上料 3,000 円となっております。

負・補・交、高齢者等投票支援助成金は 3 万 2,000 円の増、投票の際、社会福祉協議会の送迎サービスを利用された方への費用助成となります。

以上、議案第 2 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

続きまして、議案第 3 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

この今補正につきましては、物価高騰の影響が長期化する中、生活支援のため、町民税非課税世帯の子供 1 人当たり 5 万円の子育て世帯生活応援特別給付金を茨城県において支給することとなったことに伴い、速やかな支給に向けた事務手続について早急に事業を開始する必要があることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年 2 月 9 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金は、今補正に関わる財源で、茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金事務補助金 803 万円の増、事業に係る事務費及び事業費で全額県補助となります。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 3 民生費，項 2 児童福祉費，目 1 児童福祉総務費，茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金事業，時間外勤務手当は 7 万 4,000 円の増，当該事業に係る担当職員分となります。

通信運搬費 1 万 8,000 円の増，給付金支給に係る通知発送の郵送料でございます。

手数料 1 万 2,000 円の増，給付金の振込手数料となります。

茨城県低所得子育て世帯に対する生活応援特別給付金システム改修業務委託は 17 万 6,000 円の増，対象者の抽出作業に係るシステム改修及びサポート費となります。

茨城県低所得子育て世帯生活応援特別給付金は 775 万円の増，1 月分児童手当支給対象者のうち，独り親世帯を除く，町民税非課税世帯の子供 1 人当たり 5 万円の支給で，対象者は 155 名となります。

以上，議案第 3 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分につきまして，補足して御説明申し上げます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 件は，議案調査のため本日は説明のみにとどめ，3 月 9 日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩いたします。再開を 11 時 5 分とします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 05 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長山崎誠一郎君から発言を求められておりますので，これを許します。

町長山崎誠一郎君。

〔町長山崎誠一郎君登壇〕

○町長（山崎誠一郎君） 先ほど私御説明した中でちょっと間違えてしまった部分がございます，まず議案第 9 号，ここのところなのですが，利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてというところなのですが，ここのところを国が進めているというのが正しいのですが，私，国が定めているという表現をしてしまいましたので，訂正をお願いしたいと思います。

それと議案第 19 号，これは下水道事業会計補正予算のところなのですが，下水道事業収益を 1,810 万円減の 6 億 7,758 万円が正しいのですが，6 億 7,753 万円と言ってしまいました

て、その訂正を二つ、お願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（大越勇一君） 日程第7，議案第4号 利根町犯罪被害者等支援条例についてから日程第15，議案第12号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの9件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず，議案第4号について，福祉課長服部 豊君。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第4号 利根町犯罪被害者等支援条例の制定について，補足して説明申し上げます。

この条例の制定につきましては，提案理由にもありますように，犯罪被害者等の支援を目的とした事業を実施するに当たり，犯罪支援に関する基本的な理念を定め，町並びに町民等及び事業者等の責務や役割を明確化し，犯罪被害者等の支援施策等について，条例で制定したいので提案するものであります。

それでは，2ページをお願いいたします。

第1条は，目的の規定でございまして，犯罪被害者等の支援に関する基本的な理念を定め，町並びに町民等及び事業者等の責務や役割を定め，犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進し，町民等が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであります。

第2条は，定義の規定でございまして，この条例において使用する用語の意義を定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第3条は，基本理念の規定でございまして，第1項は，犯罪被害者等は個人として尊厳が重んじられ，尊厳にふさわしい処遇を保障されること，第2項は，被害や二次的被害の原因等の事情に応じて適切に行われること，第3項は，被害を受けたときから再び安心して暮らすことができるようになるまで必要な支援を受けられるようにすること，第4項は，二次的被害や再被害の発生を防止するため，個人情報 の適正な取扱いを行うことを定めるものです。

第4条は，町の責務の規定でございまして，第1項は，町は基本理念にのっとり，関係機関等との適切な役割分担を踏まえて，必要な支援を行う責務があることを定めるものです。第2項は，町は犯罪被害者等の支援をするため，関係機関等と連携，協力に努めなければならないことを定めるものです。

第5条は，町民等の役割の規定でございまして，町民等は基本理念にのっとり，犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め，二次的被害の発生防止に配慮するとともに，町等が行う施策に協力するよう努めなければならないことを定めるものです。

4 ページをお願いいたします。

第6条は、事業者等の役割の規定でございまして、第1項は、事業者等は基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次的被害の発生防止に配慮するとともに、町等が行う施策に協力するよう努めなければならないことを定めるものです。第2項は、事業者等は必要な各種手続に参加できるよう、犯罪被害者等が就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならないことを定めるものです。

第7条は、相談及び情報の提供等の規定でございまして、第1項は、犯罪被害者等の諸問題について相談に応じ、情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うことを定めるものです。第2項は、第1項の規定による相談、情報の提供、助言を行うための窓口を設置することを定めるものです。

第8条は、見舞金の支給の規定でございまして、第1項は、犯罪行為による被害者またはその遺族で、当時町民であった者に対し、重傷病見舞金として10万円、遺族見舞金として30万円を支給することを定めるものです。第2項は、被害者が重傷病見舞金の支給を受けている場合は、遺族見舞金の額は、その額を差し引いた額とし、遺族見舞金の請求期限を1年と定めるものです。

第9条は、遺族の範囲及び順位の規定でございまして、第1項は、遺族見舞金の支給を受けられる遺族の範囲を定めるものです。

5 ページをお願いいたします。

第2項は、被害者の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合の適用条件を定めるものです。第3項は、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位について定めるものです。第4項は、遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合の支給対象を定めるものです。

第10条は、見舞金の支給制限の規定でございまして、第1号から第4号に該当するときは、見舞金の支給をしないことを定めるものです。

第11条は、見舞金の支給申請の規定でございまして、第1項は、見舞金の支給の申請について定めるものです。第2項は、見舞金の支給申請期限について定めるものです。

第12条は、支給の決定の規定でございまして、見舞金の支給申請があったときは、速やかに支給の可否を決定することを定めるものです。

第13条は、見舞金の取消し及び返還の規定でございまして、第1項は、偽りその他不正手段、または支給申請に該当すると判明したときは、支給決定を取り消すことができることを定めるものです。

6 ページをお願いいたします。

第2項は、支給決定を取り消した場合には、見舞金に相当する額を返還請求することができることを定めるものです。

第14条は、人材の育成等の規定でございまして、職員の育成及び資質向上を図るため、研修等への参加など、必要な施策を講ずることを定めるものです。

第15条は、民間支援団体の活動の促進の規定でございまして、民間支援団体に対し、町が実施する施策の情報の提供など必要な支援を行うことを定めるものです。

第16条は、理解の増進の規定でございまして、犯罪被害者等が置かれている状況や二次的被害等の重要性について、町民等及び事業者等への理解を深めていただけるよう、広報や啓発を行うことを定めるものです。

第17条は、委任の規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものです。

最後に附則でございしますが、この条例は令和8年4月1日から施行し、施行日以後に行われた犯罪行為により重傷病を負った者、または死亡した遺族について適用することを定めるものです。

議案第4号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第5号から議案第7号について、総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君） それでは、まず、議案第5号から説明させていただきます。

議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございしますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児部分休業等の改正に対応するため提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条の改正につきましては、育児休業法の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第18条から第18条の4についてですが、育児休業法改正に合わせ、当町でも、部分休業を第1号部分休業と第2号部分休業に分けるものでございます。

第18条第1号部分休業については、1日につき30分単位で最大2時間取得可能であり、こちらは従来の部分休業と同じ運用となります。

3ページをお願いいたします。

次に、第18条の2第2号部分休業の承認についてですが、こちらは新設の制度となります。

第2号部分休業につきましては、1時間単位の承認となります。ただし、第1号に掲げる場合にあつては、当該時間を承認するものとし、第2号においては、1時間未満の残時間がある場合には、当該残時間数の全てを承認するものでございます。

第18条の3につきましては、1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第18条の4につきましては、第2号部分休業の取得可能時間を、会計年度任用職員以外の職員は77時間30分、会計年度任用職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものでございます。

第18条の5につきましては、申出の内容変更の承認を認める特別の事情について定めるものでございます。

第20条につきましては、取消事由について定めるものでございます。

最後に附則について、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

議案第5号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与における改正法が公布されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、給料表の改定、通勤手当等の諸手当の支給要件及び支給額、期末手当及び勤勉手当の支給率等の規定を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成でございますが、第1条、第2条では利根町職員の給与に関する条例を、第3条、第4条では利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の二つの条例を、それぞれ改正するものでございます。

また、一つの条例につき2条に分けて改正されているのは、それぞれ施行期日の違いがあるためでございます。

それでは、改正本則第1条から順に御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

第10条の2、初任給調整手当の改正につきましては、医療職給料表1の適用を受ける医師に対する支給月額限度額を改めるものでございます。

次に、第12条の3通勤手当の改正になります。自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上を通勤する職員を対象に、3ページのとおり改めるものでございます。

次に、3ページから4ページにかけて、第18条宿日直手当の改正になります。宿日直勤務を行った職員に支払う手当額を改めるものでございます。

次に、第20条の期末手当の改正につきましては、第2項の規定により、期末手当率が一律だったものを、6月の支給分は現行のままとし、12月支給分について100分の127.5に、また、括弧内の特定幹部職員については100分の107.5に改めるものでございます。

第3項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当率につきまして、第2項と同様に、6月支給分は現行のままとし、12月支給分を100分の72.5に、また、括弧内の特定幹部職員については100分の62.5に改めるものでございます。

次に5 ページをお願いいたします。

第21条の勤勉手当の改正につきましては、第2項第1号の規定により、勤勉手当率が一律だったものを、期末手当の改正と同様に、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の107.5に、また、括弧内の特定幹部職員については100分の127.5に改めるものでございます。

同項第2号の改正につきましては、第1号と同様に、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当率について、6月支給分は現行のままとし、12月の支給分を100分の52.5に、また、括弧内の特定幹部職員につきましては100分の62.5に改めるものでございます。

6ページから21ページにかけて、別表第2の行政職給料表と別表第3、医療職給料表1及び医療職給料表3の改正でございます。

若年層部分に重点を置きつつ、その他の職員についても、民間との格差を解消するため引上げを行っております。平均で3.3%引き上げる改正となっております。

この第1条の改正は、附則第2項の規定により、令和7年4月1日に遡り適用をするものでございます。

次に、21ページ、改正本則第2条関係になります。

第3条の改正でございますが、従来の初任給調整手当の名称が、現在、当町で使用している第一種初任給調整手当と、新たに第二種初任給調整手当を創設する改正が国の法律で行われました。

第二種初任給調整手当は、月例給与が地域別最低賃金を下回る場合に、その差額を補填するために支給される手当でございます。国家公務員に準拠している当町では、初任給等で茨城県の最低賃金を下回る事例は発生しないため、除くよう定めるものでございます。

次に22ページをお願いいたします。

第12条の3通勤手当でございます。第2項第1号でございますが、この後に、同条第4項と第5項の間に新たな項を設け、改正前、第5項が第6項に繰り下がるため、字句を改正するものでございます。

同項第2号でございますが、自動車等に係る通勤手当の支給区分を条例で定めていたものを、支給上限を3万8,700円とし、規則で定めるよう改めるものでございます。

規則のほうは別でお配りしている参考資料のとおり、規則の第12条の7自動車等使用者の支給額として、先ほど本則第1条で改正した支給額と同額を定める予定でございます。

23ページ、第3項と24ページの同項第1号でございますが、先ほど御説明したものと同様で、第4項と第5項の間に新たな項を設け、改正前第5項が第6項に繰り下がるため、字句を改正するものでございます。

次に、改正後第5項でございますが、国に準じ、新たに通勤に伴う自動車等の駐車のための施設の利用料金について、月5,000円を上限に通勤手当として規則で定める額を支給するよう定めるものです。

また、通勤手当以外の通勤手当は、前3項の規定によると定めるものでございます。こ

ちらはお配りしている参考資料の裏面 2 ページのとおり、国に準じ定める予定でございます。

改正後第 6 項でございますが、最も長い支給単位期間の支給上限を15万円に、駐車場利用に伴う手当を合計に含めるよう定めるものです。また、項の追加に伴う字句の改正も行っております。

次に、25ページをお願いいたします。

改正後第 7 項でございますが、月の途中で採用された職員等に対し、採用日から通勤手当を支給できるよう、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合は、その翌月に支給することを可能にするよう定めるものでございます。

改正後第 9 項でございますが、支給単位期間について、駐車場等に係る通勤手当を 1 か月とするものでございます。

第20条の期末手当の改正でございますが、第 2 項の期末手当率は、先ほどの本則第 1 条による改正で、一律であった期末手当率の上限を 6 月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを100分の126.25に、また、括弧内の特定幹部職員については100分の106.25に、第 3 項では、定年前再任用短時間勤務職員については100分の71.25に、括弧内の特定幹部については100分の61.25に、再度一律に改めるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第21条第 2 項第 1 号の期末手当の改正でございますが、改正本則の第 1 条による改正で一律であった勤勉手当率の上限を 6 月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれをまた100分の106.25に、また括弧内の特定幹部については100分の126.25に、第 2 号で、定年前再任用短時間職員については100分の51.25に、括弧内の特定幹部については100分の61.25に、再度一律に改めるものでございます。

この第 2 条の改正は、附則第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例改正本則第 3 条になります。

第 7 条の特定任期付職員の給料月額のうち、第 1 号給の額を40万5,000円、第 2 号給の月額を45万5,000円、第 3 号給の額を50万8,000円に改めるものでございます。

次に、第 2 項でございますが、特定任期付職員の期末手当の支給率が一律だったものを、改正案では、6 月支給分は現行のままとし、12 月支給分については100分の97.5に改めるものでございます。

勤勉手当の支給率も一律だったものを、改正案では、6 月支給分は現行のままとし、12 月支給分については100分の90に改めるものでございます。

この改正は附則第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に遡り適用するものでございます。

次に28ページをお願いいたします。

改正本則第4条関係になります。

第8条第2項でございますが、改正本則第3条で一律であった期末手当及び勤勉手当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを、期末手当は100分の96.25に、勤勉手当は100分の88.75に、再度一律に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和8年4月1日から施行するものでございます。

最後に、28ページから29ページにかけて附則となります。

これは今回提出させていただいた改正条文の附則でございます。

附則第1項及び第2項は、施行期日及び遡及適用日についての規定でございます。第3項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給料は改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

議案第6号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、国家公務員に準拠し、常勤の特別職の期末手当の支給率を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成でございますが、2条に分けて改正されているのは、それぞれ施行期日の違いがあるためでございます。

それでは改正本則第1条から順に御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

第5条の期末手当でございますが、支給率が一律だったものを6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の177.5に改めるものでございます。

この改正は附則第2項の規定により、令和7年4月1日に遡り適用するものでございます。

次に3ページをお願いいたします。

改正本則第2条関係になります。

第5条の期末手当の改正でございますが、改正本則第1条で一律であった期末手当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを100分の175に、再度一律に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和8年4月1日から施行するものでございます。

最後に、3ページから4ページ、附則となります。

これは今回提出させていただいた改正条例の附則でございます。

附則第1項及び第2項は、先ほど順次説明させていただいた施行期日及び遡及適用日についての規定でございます。

第3項は給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

議案第7号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第8号及び議案第9号について、保険年金課長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それではまず、議案第8号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、所得税法施行令等の一部を改正する政令が、令和7年12月1日に施行されたことに伴い、医療福祉費の支給制限の条文を改めたいので提案するものでございます。

改正の内容でございますが、独り親家庭及び重度心身障害者の所得判定におきまして、令和7年度税制改正において特定親族特別控除が新設されたことに伴い、特定親族特別控除に相当する額を令和8年度所得判定により控除することとなりました。

また、今後の法令改正に応じまして、迅速な対応を可能とすることを目的としまして、茨城県の医療福祉対策実施要領等が改正されたことに踏まえまして、医療福祉費の支給制限に係る条文を利根町医療福祉費支給に関する条例施行規則に規定するために改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

第3条及び第4条第1項、次の3ページに行きまして、第3項の改正は、茨城県の医療福祉対策実施要領に合わせまして表現を改正するものでございます。

続きまして、第5条は、医療福祉費の支給制限に関する部分で第1項第1号、次の4ページに行きまして、第2号の改正は、独り親家庭及び重度心身障害者の所得判定額を、第2項の改正は、前項各号に規定する所得額の計算方法を規則で定めると改正するものでございます。

なお、規則で定める額につきましては、参考資料といたしまして、利根町医療福祉費支給に関する条例施行規則の新旧対照表を添付してございます。

最後に、次の5ページにございます。

附則としまして、第1項は施行期日でございまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございまして、その条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給に

については、なお従前の例によるものでございます。

議案第8号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明をいたします。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、国民健康保険制度の安定的な運営のため、国で進めている将来的な県内の保険料水準の統一に向け、国民健康保険財政の収支状況を考慮し、段階的な保険税率及び保険税額の見直しを図るため提案するものでございます。

改正の内容でございますが、令和6年度において、国民健康保険税の税率及び税額の改正が行われましたが、令和7年度における被保険者の急激な税負担を抑えた税率での段階的改正としたため、一部税率を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

こちらは、国民健康保険税の三つある課税区分のうち、基礎課税区分及び後期高齢者支援金課税区分、それぞれの税率を規定している表になります。

まず一つ目に、別表第1、こちらは基礎課税区分で所得割の率を100分の6.0から100分の7.5に改正するものでございます。

二つ目に、別表第2、こちらは後期高齢者支援金課税区分で所得割の率を100分の3.0から100分の3.3に改正するものでございます。

最後に附則としまして、第1項は施行期日でございまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分となり、この条例による改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第9号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第10号について、子育て支援課長松永重生君。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、議案第10号 利根町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましての提案理由でございますが、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、町で定める基準においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため提案するものでございます。

2ページ目をお開きください。

初めに、第10条、第11条、第14条の改正については、それぞれ乳児等通園支援事業者を、

乳児等通園支援事業所に改めるものです。

これは、乳児等通園支援事業所を提供する事業所が直接サービスを、サービス提供の主体であり、その設備や運営に関する基準を遵守する責任を明確化したことによるものです。

次に、第17条の乳児等通園支援事業所内部の内部規程、内部の規程の改正については、第6号中、乳児及び幼児の区分ごとの利用定員を利用定員に、同条第7号中、並びにをその他ののに、改めるものです。

この第6号の利用定員に改正する改正については、年齢区分をなくすことで、事業所は乳児と幼児の利用定員に、定員をより柔軟に設定できるようになります。

第7号のその他の改正については、様々な留意事項も事業所の内部規程に定めることを可能にするためであります。

次に、第19条の秘密保持等の改正については第10条、第11条、第14条の改正と同様であります。

3ページ目をお開きください。

次に、第21条の乳児等通園支援事業の区分の改正については、第3項中、利用定員の定義規定を括弧書きで追加するものでありまして、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。」と規定したものであります。

次に、第27条、準用の改正については、一般型乳児等通園支援事業を余裕活用型乳児等通園支援事業に読み替える規定を削ったものであります。

次に、第28条の電磁的記録の改正については、その職員を乳児等通園支援事業所の職員と明確に規定しております。

4ページ目をお願いいたします。

最後に附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第11号について、政策企画課長布袋哲朗君。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第11号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、補足して御説明いたします。

本案は、平成14年12月10日、議会の議決を得まして締結いたしました龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について、別紙のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございます。龍ヶ崎市と締結しております「公の施設相互利用に関する協定書」の相互に利用できる当町の施設のうち、「使用させる具体的な施設の名称」の一部変更と、令和7年6月に開設した「利根町健康増進等複合施設」を追加したいので、地方自

治法第244条の3第3項の規定に基づき提案するものでございます。

変更内容につきましては、2ページを御覧いただきたいと思います。

左側が改正後、右側が改正前になります。

ナンバー7の利根町保健福祉センターの使用させる具体的な施設の名称でございますが、老人福祉センターとなっているものを浴室に改め、また、ナンバー8に、利根町健康増進等複合施設（とねふれあいプラザ）を追加し、以下、ナンバー8からナンバー10までを一つずつ繰り下げるものでございます。

協定書の適用につきましては、令和8年4月1日からとなります。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第12号について、保健福祉センター所長山田博子君。

〔保健福祉センター所長山田博子君登壇〕

○保健福祉センター所長（山田博子君） 議案第12号 利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明いたします。

提案理由でございますが、議案第11号で、政策企画課長から御説明がありました龍ヶ崎市と締結している「公の施設相互利用に関する協定書」における相互に利用できる施設に、利根町健康増進等複合施設が追加されることに伴い、龍ヶ崎市民に対しても町民同様の取扱いとするため提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

別表、第7条関係、備考に町外者の後に「龍ヶ崎市民を除く。以下同じ。」を追加し、龍ヶ崎市民に対しても町民同様の取扱いをするために規定するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第12号の説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第4号から議案第12号の9件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、議案第6号及び議案第7号は3月9日に質疑、討論、採決し、議案第6号及び議案第7号を除く議案第4号から議案第12号の7件は、今定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩いたします。再開を13時30分とします。

午前11時51分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第16，議案第13号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）から，日程第22，議案第19号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず，議案第13号について，財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 議案第13号 令和7年度利根町一般会計補正予算（第11号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第2表，繰越明許費補正でございます。

款2総務費，項3戸籍住民登録費，戸籍事務費184万8,000円及び住民登録費44万円は，国の補正予算により実施するもので，事業完了が次年度となることから繰り越すもので，内容につきましては歳出で御説明いたします。

款4衛生費，項1保健衛生費，母子保健事業は8万8,000円，マイナンバー情報連携のデータ標準レイアウトが，国から示されるスケジュールが令和8年6月以降となることから繰り越すものでございます。

款5農林水産業費，項1農業費，利根立木地区基盤整備事業は220万円。整備計画の見直しのため，促進計画書作成業務委託分を次年度へ繰り越すものでございます。

款8消防費，項1消防費，防災施設費は1,223万5,000円。県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備工事負担金で，更新機器の納期遅れによりまして，翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表，債務負担行為補正でございます。

施設間ネットワークシステム更新賃貸借は，限度額について，機器の仕様変更によりましてルーター3台分の減額，住民情報システム賃貸借（医療福祉システム）はPMH連携機能対応経費分の追加，個別予防接種は新たにインフルエンザ高用量ワクチンの追加とRSウイルスワクチンの追加により，それぞれ限度額を変更するものでございます。

外国語指導講師派遣業務委託は，当初3年間の委託を見込んでおりましたが，業務形態の見直しを図るため令和8年度単年の事業とし，期間を契約年度を含めた令和7年度から令和8年度に変更するとともに，限度額につきましても，1年分の委託料に準じた金額にするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第4表，地方債補正でございます。

過疎対策事業債につきましては、起債限度額を2,290万円減額し、6億7,480万円とするものでございます。こちらは充当先の事業費確定などによるものでございます。

緊急防災・減災事業債は起債限度額を250万円減額するもので、こちらも充当先の事業費確定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款10地方交付税，項1地方交付税，目1地方交付税，普通交付税は1億3,061万1,000円の増で、令和6年12月の追加交付決定に基づき計上するものでございます。

追加交付の主な内容につきましては、臨時経済対策費分，給与改定費分，臨時財政対策債償還基金費分などとなってございます。追加交付後の今年度の普通交付税総額は26億8,437万5,000円となります。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金，社会福祉費負担金及び児童福祉費負担金につきましては、充当先事業の補正に伴い、それぞれの負担割合に基づく増減となってございます。内容につきましては歳出において御説明いたします。

保険基盤安定負担金は交付確定により366万7,000円の増，児童手当負担金は当初負担割合の算出誤りにより527万5,000円の増，低所得者保険料軽減負担金は対象者の減によりまして226万8,000円の減となってございます。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金，社会資本整備総合交付金，定住促進助成金は、当初補助率を21%と見込んでおりましたが、45%の補助率となったことから、174万3,000円の増，社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、繰越明許費で御説明いたしました戸籍事務費と住民登録費，それぞれの事業で228万8,000円の増，今年度実施いたしました戸籍振り仮名記載の経費確定によりまして61万6,000円の減，合計いたしまして167万2,000円の増となってございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は146万8,000円の増，利根町におきましては、2億円弱の交付内示額となっているところでございますが、今年度実施いたしました交付対象の一部事業につきまして、一般財源からの財源組替えを行うものでございます。

なお、そのほかの当該交付金を活用しました事業につきましては、令和8年度補正予算において対応する予定となっております。

目2民生費国庫補助金，子ども・子育て支援交付金は18万8,000円の減，児童クラブ人件費減によるものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（不足額給付）は、定額減税額に不足が生じた方への不足額給付の事業終了に伴い，事務費分，事業費分合わせて1,054万1,000円を減額するものでございます。

目3衛生費国庫補助金，循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業分）は192万円の減，事業費確定により減額するものでございます。

目4農林水産業費国庫補助金，機構集積協力金交付事業費補助金は290万円の減，基盤

整備事業の進捗状況によりまして、仮換地された農地がなかったことによるものでございます。

目5 土木費国庫補助金、道路メンテナンス事業補助金は、当初の内示額に対しまして追加交付となったため、248万3,000円を増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。

社会資本整備総合交付金（住宅耐震改修補助分）は104万2,000円の減、防災・安全社会資本整備交付金（住宅耐震改修補助分）23万3,000円の増、いずれも事業実績額の確定によるものでございます。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は、各項目とも、民生費国庫負担金で御説明しました県負担分となっております。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、わくわく茨城生活実現事業費補助金、歳出の茨城県移住支援金の県負担分となりますが、実績額確定により150万円の減でございます。

茨城県地域少子化対策重点推進補助金（結婚新生活支援事業）は9万6,000円の増、申請者増によるものでございます。

目2 民生費県補助金、高齢福祉対策費補助金は、老人クラブ補助金の交付額確定によりまして6万1,000円の減、医療福祉費補助金は交付額確定によりまして133万4,000円の減、民間保育所等乳児等保育事業費補助金は、対象者が増えたことによりまして16万8,000円の増。

12ページをお願いします。

子ども・子育て支援交付金は国庫補助金同様、児童クラブ人件費の減に伴いまして18万8,000円の減、子供のための教育・保育給付費地方単独費用補助金107万4,000円の増、補助率の変更及び公定価格増加によるものでございます。

多子世帯保育料軽減事業費補助金は、対象者の減によりまして68万7,000円の減、保育対策総合支援事業費補助金は、実績確定によりまして135万2,000円の減でございます。

目3 衛生費県補助金、浄化槽設置事業費等補助金182万円の減、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金60万円の減、いずれも今年度の実績額確定によるものでございます。

目4 農林水産業費県補助金、農業委員会交付金は、追加交付により41万8,000円の増、農地集積・集約化対策推進交付金2万9,000円の増、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金1万6,000円の減、いずれも交付額確定によるもので、多面的機能支払交付金は、対象面積変更によりまして10万9,000円の減となっております。

目5 商工費県補助金、消費者行政強化交付金は、事業費確定によりまして15万円の減でございます。

目6 土木費県補助金、木造住宅耐震化支援事業費（住宅耐震改修補助分）は国庫補助金同様、今年度の実績確定によりまして36万5,000円を減額するものでございます。

款16財産収入，項2財産売払収入，目1不動産売払収入は96万7,000円の増，大房地内用悪水路売払いによるものでございます。

款17寄附金，項1寄附金，目1一般寄附金は，明治安田生命様からの寄附20万4,000円の増，キンビール株式会社様からの寄附につきまして，概算80万円で予算措置をしていたものにつきまして，寄附額確定により4万4,000円の減，合わせまして16万円の増となっております。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金2,989万9,000円の減，今補正に関わる財源調整分となります。

13ページをお願いいたします。

目3からの各基金繰入金につきましては，充当事業費確定によりまして，不用額を繰り戻すものでございます。

款20諸収入，項3雑入，目3雑入，農業者年金業務委託手数料は，交付額確定によりまして3万2,000円の増，消防団員退職報償金は，今年度退職者確定によりまして188万3,000円の減，子ども自然体験交流事業参加料は，参加者を増やしたことによりまして5万5,000円の増，インキュベーション施設光熱水費実費負担分，チャレンジショップの光熱水費になりますが，使用実績により3万3,000円の減，茨城県社会福祉事業団出資金返還金は，事業終了によります町への返還で8万4,000円の増となります。

款21町債，項1町債，目1過疎対策事業債は，まず，町道整備事業でございますが，道路修繕工事，町道1020号線外につきましては2,000万円の減，過疎債一次要望が減額となったため，次年度工事といたしました。また，道路測量設計業務委託で50万円，街路灯改修工事で300万円を事業費確定により減額してございます。区画線設置工事におきましては，起債対象外経費となったため700万円の減，一般財源への組替えを行わず，次年度工事とさせていただいております。合計で3,050万円の減額となります。

消防設備整備事業，学校施設整備事業につきましては，こちらも事業費確定によりましてそれぞれ減額してございます。基盤整備事業は，利根西部地区基盤整備事業など，県からの事業費負担金，事業負担金の確定によりまして減額をしております。また，歳出で御説明いたしますが，利根南部基盤整備事業負担金分2,700万円の増額がございまして，合計で920万円の増額となっております。

14ページをお願いいたします。

目2消防債，こちらは緊急防災・減災事業債になりますが，各事業費確定のため，それぞれ減額をしております。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

今回の補正予算に計上している職員給与費関連及び会計年度任用職員報酬手当等につきましては，一部を除きまして人事院勧告に基づく改定及び事由異動によります補正でござ

いますので、この部分の説明につきましては割愛させていただきます。

款1 議会費，項1 議会費，目1 議会費，議会活動費は，議員1名定数減による減額でございます。なお，議員期末手当につきましては，人事院勧告に基づく支給率の変更分を考慮して計上してございます。事務局費は通信運搬費で33万2,000円の減，タブレット通信料が見込みを下回ったことによるものでございます。

16ページお願いいたします。

款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，人事給与事務費44万9,000円の増は，令和8年度より職員1名を茨城県庁へ出向させることに伴う経費で，生活家電等必要品の購入及び賃貸物件入居に伴う経費について計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

職員研修事業は，普通旅費21万4,000円の減，若手職員研修の宿泊費になりますが，今年度は前年度実施グループの提案事業の継続調査となったことから，視察の際の宿泊費が発生しなかったことによるものでございます。

目5 財産管理費，町有財産管理は手数料で33万円の減，町有地売却に当たりまして，県宅建協会へのあっせん依頼の案件がなかったことによるものでございます。

17ページから18ページになります。

目6 企画費，公共交通対策事業，男女共同参画推進事業，総合振興計画進行管理事業，それぞれの事業において所管する委員報酬でございますが，会議の回数減，欠席委員分などにより，減額するものでございます。

18ページから19ページになります。

目7 地域振興費，定住促進事業，新築マイホーム取得助成金，茨城県移住支援金，結婚新生活支援事業補助金につきましては，今年度の実績に基づき，増減をしてございます。

20ページをお願いいたします。

項2 徴税費，目2 賦課徴収費，徴収事務費，地方税共同機構負担金は，前年度の利用実績に基づき，24万8,000円の減額でございます。

21ページにかけてになります。

項3 戸籍住民登録費，目1 戸籍住民登録費，戸籍事務費，戸籍情報システム改修業務委託は，繰越明許に計上してございますが，法改正に伴う戸籍附票旧氏記載業務に対応するための改修業務となります。184万8,000円の増で，全額国庫補助となります。

戸籍振り仮名登録業務委託は，契約差金で61万6,000円の減額となります。

住民登録費，会計年度任用職員報酬67万5,000円の減，会計年度任用職員の期末手当，14万9,000円の減，同じく勤勉手当12万4,000円の減，いずれも勤務日数減によるものでございます。

住民記録システム改修業務委託は，こちらも繰越明許費に計上してございますが，法改正に伴い，戸籍等に振り仮名を記載するためのシステム改修委託で44万円の増，こちらも

全額国庫補助となります。

22ページをお願いいたします。

款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，重度心身障害者介護慰労金は，申請実績によりまして8万円の減。

社会福祉協議会補助金は，給与改定に伴う人件費増加分で11万9,000円の増でございます。自立支援医療事業，自立支援医療給付費333万7,000円の減，療養介護医療費38万8,000円の減。いずれも利用実績によるものでございます。

23ページにかけてになります。

過年度障害者医療費国庫負担金返還金は696万5,000円の増，令和6年度実績確定による過大交付分の返還となります。

地域生活支援事業，意思疎通支援事業業務委託15万8,000円の減，訪問入浴サービス事業委託57万4,000円の減，いずれも利用実績によるものでございます。また，障害者日常生活用具給付金102万1,000円の減，こちらも今年度実績に基づき減額するものでございます。

障害者福祉サービス事業，自立支援給付費2,841万2,000円の増，当初見込みより訓練給付サービス，特に共同生活援助，就労継続支援B型の利用件数が増加していることによるものでございます。

障害児施設措置費給付費は238万1,000円の増，児童発達支援の利用件数増加によるものでございます。

補装具給付金は141万9,000円の減，こちらは，申請実績によるものでございます。

過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金601万3,000円の増，令和6年度実績確定によります過大交付分の返還及び事業所の給付費返還による令和4年度及び令和5年度の再確定によるものでございます。

過年度障害者自立支援給付費県負担金返還金45万円の増，事業者の給付費返還による令和4年度及び令和5年度再確定によるものでございます。

特別児童扶養手当進達事業，過年度特別児童扶養手当事務取扱交付金返還金5,000円の増。令和6年度実績確定による過大交付分の返還となります。

24ページにかけてになります。

慰霊巡拝助成事業，慰霊巡拝事業補助金は5万円の減，こちらは申請者がいなかったことによるものでございます。

物価高騰重点支援給付事業（不足額給付），事務員報酬から手数料まで，事業に関わる事務費でございまして，それぞれ事業完了により不用額を減額するものでございます。

物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付）は978万円の減，こちらは令和6年度の定額減税額に不足の生じた方へ，不足額給付金になりますが，対象が2,067件，そのうち未申請が187件となっております。

25ページにかけてになります。

目2 老人福祉費，単位老人クラブ助成事業，利根町単位老人クラブ補助金は，11万7,000円の減。こちらは交付実績に基づくものでございます。

目4 医療総務費，国民健康保険特別会計繰出金，国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金は2,216万1,000円の増。歳入で御説明いたしました保険基盤安定繰入金などが増加になったことや，人事院勧告による給与費改定分などによるものでございます。

目5 医療福祉費は財源組替えとなります。

歳入で御説明いたしました医療福祉費補助金，交付額決定によりまして133万円減額となったことに伴い，その減額分を一般財源へ組み替えるものでございます。

小児医療給付費支給分となりますが，12月までの実績及び1月から3月までの見込みで交付額が決定されるため歳出予算の不足を避けるため，歳入のみの補正とさせていただいております。過不足につきましては，翌年度精算により対応することとなります。

目7 介護保険費介護保険特別会計繰出金は203万7,000円の減，内訳でございますが，介護給付費補正分で320万円の増，地域支援事業費で70万1,000円の減，低所得者保険料軽減繰出金453万6,000円の減となっておりましてございます。

26ページにかけてになります。

介護サービス事業特別会計繰出金は17万6,000円の増。こちらは，職員給与費改定分となります。

目9 保健福祉センター費，保健福祉センター運営事業手数料は10万4,000円の減，受電設備の清掃手数料につきまして，自家用電気工作物保安管理業務委託の業務の中で，実施いたしましたため不要となったものでございます。

27ページをお願いいたします。

目10 後期高齢者医療費，後期高齢者医療特別会計繰出金733万6,000円の減。内訳は保険基盤安定繰出金分が549万3,000円の減，事務費繰出金が184万3,000円の減となっております。

28ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費，子育て応援手当支給事業，子育て応援手当は72万6,000円の減，継続支給対象者が減少したことによるものでございます。

子ども子育て支援事業，子ども・子育て支援会議委員報酬は4万2,000円の減，会議回数及び出席委員の減によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

消耗品13万2,000円の減，シューズボックス14万6,000円の減，いずれも，とねふれあいプラザ内のキッズルーム関連用品の契約差金となります。

子育て支援団体補助金は5万円の減，当初2団体分を見込んでおりましたが，実績が1団体となったことによるものでございます。

目 2 児童措置費，保育所委託料支給事業は1,827万7,000円の増，補助率，公定価格改定による増額となります。

保育所等補助金事業，民間保育所等乳児等保育事業費補助金は，利用者の増加によりまして33万5,000円の増，保育対策総合支援事業費補助金（保育体制強化事業）は，雇用者数の減によりまして180万3,000円の減でございます。

児童手当交付事業，児童手当は，対象者減によりまして951万5,000円の減となります。
30ページにかけてになります。

施設型給付費支給事業，施設型給付費は1,949万1,000円の増，こちらも補助率，公定価格改定によるものでございます。

地域型保育給付費支給事業，地域型保育給付費は292万3,000円の増，同じく補助率，公定価格改定によるものでございます。

多子世帯保育料軽減事業，多子世帯保育料軽減補助金は137万3,000円の減，対象者が見込みを下回ったことによるものでございます。

施設等利用給付事業，施設等利用給付費は25万9,000円の減，利用月数の減によるものでございます。

目 3 放課後児童健全育成事業費，放課後児童対策事業，こちらは勤務実績によりまして，56万5,000円の減となります。

31ページをお願いいたします。

款 4 衛生費，項 1 保健衛生費，目 1 保健衛生総務費，母子保健事業，過年度母子保健衛生費国庫補助金返還金17万8,000円の増，過年度出産・子育て応援交付金返還金47万9,000円の増，いずれも令和 6 年度実績確定による過大交付分の返還金となります。

目 2 予防費，健康増進事業，印刷製本費13万7,000円の減，がん検診推進用圧着はがきの契約差金，子宮がん医療機関検診委託30万2,000円の減，乳がん医療機関検診委託19万5,000円の減，歯周病検診委託33万6,000円の減，いずれも実績見込みによるものでございます。

予防接種事業，個別予防接種委託は986万1,000円の減，こちらは実績見込みにより減額となります。

32ページをお願いいたします。

高齢者インフルエンザ・新型コロナ助成券作成業務委託は43万1,000円の減，こちらは契約差金となります。

感染症予防対策事業，過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金123万8,000円の増，過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金12万4,000円の増，こちら，いずれも令和 6 年度実績確定によります過大交付分の返還となります。

医療機関等支援事業（物価高騰交付金），医療機関等支援金 5 万円の減，交付基準日以

前に閉業の1件分となります。

33ページをお願いいたします。

目5環境衛生費、高度処理型浄化槽設置整備事業、生活排水処理基本計画等策定業務委託189万3,000円の減、こちらは契約差金となります。高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金556万円の減、今年度の申請実績によるものでございます。

太陽光パネル設置助成事業、太陽光発電システム設置費補助金175万8,000円の減、こちらも今年度の申請実績に基づき減額するものでございます。

空き家対策事業、空き家子育て活用促進奨励金20万円の減、空き家リフォーム工事助成金30万円の減、いずれも今年度の申請実績によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、清掃事業、塵芥収集運搬業務委託487万円の減、指定ごみ袋製造業務委託530万円の減。こちらはいずれも契約差金となります。

目3廃棄物減量推進費、廃棄物減量推進事業、廃棄物減量等推進審議会委員報酬7万7,000円の減、会議回数の減によるものでございます。資源回収運搬業務委託259万円の減、契約差金によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、機構集積支援事業、印刷製本費2万2,000円の減、通信運搬費53万4,000円の減。

農地利用意向アンケート関連の費用となりますが、当初、全地区、実施を予定してございましたが、東文間地区のみの実施となったことによる減額でございます。ほかの地区につきましては、基盤整備関連で、類似調査を行っていることから、今回実施を見送ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

目3農業振興費、機構集積協力金交付事業290万円の減、歳入でも御説明いたしましたが、基盤整備事業の進捗状況によりまして、仮換地される農地がなかったことによる減額でございます。

また、予算書では財源のみの移動となっておりませんが、がんばる農業者等支援事業助成金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象事業となったため、一般財源より財源を組み替えてございます。

37ページにかけてになります。

目4水田農業対策費、生産調整推進対策事業、生産調整推進対策事業達成者奨励交付金は793万5,000円の減。主食用米の価格上昇によりまして、飼料用米、加工用米の作付面積が減少したためでございます。

目5農地費、利根西部地区基盤整備事業、利根西部地区基盤整備事業負担金1,507万5,000円の減、今年度の事業負担金の確定による減額でございます。

利根南部地区基盤整備事業，利根南部地区基盤整備事業負担金2,699万6,000円の増，国の補正予算による追加工事費で令和5年度から繰り越していた分の精算分となります。

過疎対策事業債の充当事業でございますが，二次要望採択によりまして発行枠が確保できたことからその分をこちらへ充当させていただいております。

38ページにかけてになります。

北方地区基盤整備事業，北方地区基盤整備事業負担金は23万7,000円の減，事業の進捗遅れに伴うものでございます。

多面的機能支払交付金事業，多面的機能支払交付金は14万6,000円の減，対象面積変更に伴う減額でございます。

利根立木地区基盤整備事業，利根立木地区基盤整備事業負担金22万3,000円の減，調査設計費分の事業費確定によるものでございます。

なお当該負担金のうち，促進計画書作成業務委託分220万円につきましては，整備計画の見直しを実施しているため，繰越明許費へ計上してございます。

目7親水公園費，利根親水公園維持管理事業，利根親水公園木道改修工事設計業務委託53万円の減。こちらは契約差金となります。

39ページをお願いします。

款6商工費，項1商工費，目1商工総務費，消費者行政推進事業，会計年度任用職員費用弁償2万2,000円の減，消費生活相談員研修におきまして，オンライン方式での参加となったため交通費が発生しなかったことによるものでございます。

また印刷製本費13万9,000円の減は，啓発用の消耗品の作成に際しましての契約差金となります。

目2商工振興費，まちなか・商店街活性化事業，光熱水費6万円の減，チャレンジショップにおける使用実績によるものでございます。

チャレンジショップ出店者募集新聞折込業務委託は6万円の減，当初は，募集周知のため，折り込みチラシの配布を行う予定でございましたが，ホームページ等の周知の段階で複数の応募があったことから，実施を見送ったものでございます。

目3観光費，観光事業，利根町観光協会補助金は，事業の実施実績によりまして127万円の減額となります。

40ページをお願いいたします。

款7土木費，項1道路橋梁費，目1道路橋梁総務費，道路橋梁関係共通費，道路台帳補正業務委託13万8,000円の減，こちらは契約差金となります。

目2道路維持費，道路工事事業，街路樹薬剤散布業務委託73万5,000円の減，道路橋定期点検業務委託933万2,000円の減，道路除草業務委託260万2,000円の減。

41ページをお願いいたします。

道路測量設計業務委託（町道1021号線外）50万円の減，街路灯改修工事300万円の減，

交通安全整備工事19万5,000円の減、いずれも事業費確定による契約差金でございます。

区画線設置工事700万円の減につきましては、当初、過疎対策事業債を財源として実施する予定でしたが、起債対象外経費であることが判明したため、今年度は一般財源に組み替えての実施を行わず、次年度新たに予算措置することといたしました。

道路修繕工事（町道1020号線外2工区）は2,000万円の減、過疎対策事業債の一次内示で発行可能額が減額されたことに伴い、今年度工事を見送り、令和8年度予算におきまして優先実施することといたしました。

項2河川費、目1河川総務費、河川管理事業、除草業務委託85万円の減、こちらは契約差金となります。

42ページをお願いいたします。

項3都市計画費、目1都市計画総務費、住宅・建築物耐震改修促進事業、木造住宅耐震診断業務委託46万7,000円の減。当初10件分を予算措置しておりましたが、実績が5件となりましたことによる減額でございます。

また、木造住宅耐震補強補助金115万円の減、こちらは申請がなかったことによるものでございます。

目2公園費、公園事務事業、消耗品費3万9,000円の減、利根川桜つつみ樹木診断業務委託4,000円の減。いずれも事業実績契約差金になります。

目3下水道費、公共下水道事業会計負担金、下水道事業会計負担金は454万4,000円の減、下水道事業会計における一般会計が負担する雨水関連事業の事業費確定によるものでございます。利根ニュータウン地内の雨水管渠改修工事設計業務委託の契約差金などが主な内容となっております。

43ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、消防団費、退職報償金188万3,000円の減。歳入でも触れましたが、消防団員退職者の確定によるものでございます。

消防団員健康診断委託9万9,000円の減、こちらは受診者確定により減額いたします。

操法運営費、費用弁償35万7,000円の減、出初運営費、費用弁償8万4,000円の減、いずれも事業完了による減額となります。

目3消防施設費は、財源の組替えとなります。過疎対策事業債充当予定でありました防火水槽漏水改修工事につきまして、こちらが起債対象外経費となったことから140万円を一般財源へ組み替えます。

目4水防費、水防出動費、費用弁償は、水防出動がなかったため96万円の減額となります。

43ページから44ページにかけてになります。

目5防災費、防災施設費、工事請負費の各工事費の減額につきましては、それぞれ契約差金でございます。

また、ＩＰ無線機102万円の減につきましても契約差金，県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備工事負担金は，県への負担金額確定によりまして156万5,000円の減額でございます。

なお，こちら確定いたしました負担金につきましては，更新機器の納入遅れによりまして繰越明許費の計上となっております。

災害対策費，防災の手引き・洪水ハザードマップ作成業務委託24万2,000円の減，大型発電機賃貸借27万5,000円の減，備品購入費の防災倉庫11万3,000円の減，貯水タンク10万3,000円の減，いずれも契約差金によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

款９教育費，項１教育総務費，目２事務局費，学校ＩＣＴ環境整備事業，手数料256万8,000円の減。タブレット入替えによる従来機種 of 処分手数料となりますが，新機種購入経費に，こちらの当該経費を含む契約としたために不要となったものでございます。

46ページをお願いいたします。

目４教育研究指導費，総合教育支援事業，水泳指導民間業務委託341万8,000円の減，こちらは契約差金によるものでございます。

特別支援教育支援員派遣事業，特別支援教育支援員報酬170万円の減，47ページにわたります。同じく通勤費20万円の減，小中学校非常勤講師配置事業，ティームティーチング非常勤講師報酬23万1,000円の減，同じく通勤費13万9,000円の減。それぞれ出勤日数，出勤時間，通勤距離の実績に基づいた減額となります。

目５総合教育センター費，総合教育センター管理事業，光熱水費は130万円の減。使用実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

教育相談事業，教育相談員報酬は勤務実績に基づき41万円の減，同じく通勤費は改定により1万円の増となります。

48ページをお願いいたします。

学校運営指導事業，学校運営指導員報酬は勤務実績に基づきまして，25万2,000円の減でございます。

項２小学校費，目１学校管理費，小学校ＩＣＴ環境整備事業，タブレット設定業務委託450万9,000円の減，i－F i l t e r ライセンス使用料388万6,000円の減。こちらタブレット処分手数料同様，購入経費に当該経費を含む契約としたための減額でございます。

49ページをお願いいたします。

小学校施設管理事業，小学校防火設備修繕工事8万2,000円の減，こちらは契約差金となります。

項３中学校費，目１学校管理費，中学校ＩＣＴ環境整備事業，タブレット設定業務委託343万2,000円の減，i－F i l t e r ライセンス使用料306万9,000円の減。小学校同様，タブレット購入経費に当該契約を含む契約とさせていただいたことによるものでござい

す。

50ページをお願いいたします。

中学校施設管理事業，利根中学校技術棟空調設備設置工事設計業務委託25万3,000円の減，利根中学校防火設備修繕工事16万8,000円の減，いずれも契約差金となります。

目2教育振興費，財源組替えになります。歳入で触れましたが，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業で，中学生の自転車通学用ヘルメット支給事業41万6,000円を一般財源より組み替えてございます。

51ページにかけてになります。

項4社会教育費，目1社会教育総務費，社会教育事務費，社会教育委員報酬は，会議開催数の減によりまして13万円の減額となっております。

青少年相談事業，青少年相談員謝礼も，会議等の回数減によりまして10万9,000円の減となります。

国際交流・多文化共生推進事業，講師謝礼4万8,000円の減，講座回数の減によるものでございます。

地域おこし協力隊募集業務委託は34万1,000円の減，契約差金となります。

目2文化センター費，文化センター管理事業，文化センターホール音響装置保守点検業務委託18万1,000円の減，当初，年2回分の予算計上いたしましたが，ホール照明工事の関係で年1回の点検に変更したことによるものでございます。碎石11万円の減は，駐車場の碎石使用が見込みより少なかったことによるものでございます。

目3生涯学習センター費，生涯学習センター管理事業，生涯学習施設運営協議会委員報酬5万6,000円の減。会議回数の減によるものでございます。

用務員報酬7万6,000円の減，同じく52ページにわたりますが，同じく通勤費4,000円の減，勤務日数の減によるものでございます。

目5資料館費，資料館管理事業，歴史民俗資料館運営委員会委員報酬3万円の減，こちらは臨時開催分の残額となっております。

目6生涯学習事業費，生涯学習講座事業，講師謝礼14万円の減，こちらは，講座回数の減及び自然体験交流事業の開催時，スケジュール変更によるものでございます。

施設入場料2万1,000円の減，スノーシュー賃借料9万9,000円の減，次のクラフト体験負担金3万円の減。いずれも自然体験交流事業のスケジュール変更によるものでございます。

53ページをお願いします。

目7柳田國男記念公苑費，柳田國男生誕150周年記念事業，委員謝金5万4,000円の減。準備委員会を設置しなかったことによるものでございます。

講師謝礼1万8,000円の減，記念公苑での講座を実施しなかったことによる減額となります。

また食糧費 3 万 3,000 円の減、イベント時の茶道茶菓子代などの残金となっておりま
す。

項 5 保健体育費，目 1 保健体育総務費，保健体育事業，利根町スポーツ大会出場奨励金
6 万円の減，今年度の申請見込みによるものでございます。

54 ページをお願いいたします。

款 11 諸支出金，項 1 基金費，目 5 減債基金費，減債基金積立金 1 億 3,061 万 1,000 円の増。
次年度以降の起債償還に備え，今回歳入で計上しております普通交付税の追加交付分をそ
のまま積み立てているものでございます。

なお，特定財源につきましては，それぞれの事業費確定におきまして，そちらに合わせ
まして充当財源の調整を行っております。その部分の説明につきましては省略させていた
だいておりますのでよろしくお願いいたします。

以上，議案第 13 号 令和 7 年度利根町一般会計補正予算（第 11 号）につきまして，補足
して説明させていただきました。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を 14 時 35 分とします。

午後 2 時 22 分休憩

午後 2 時 35 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 14 号について，保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは，議案第 14 号 令和 7 年度
利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして，補足して御説明を申し上
げます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

5 ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

款 1 項 1 国民健康保険税，目 1 一般被保険者国民健康保険税は 2,827 万 2,000 円を減額す
るもので，補正前の実績及び今後において減収が見込まれるため，減額するものでござい
ます。

次に，款 3 県支出金，項 1 県負担金・補助金，目 1 保険給付費等交付金は 240 万円を増
額するもので，医療費の支出額に応じて交付される保険給付費等普通交付金ですが，高額
療養費の支出の増が見込まれるため増額するものでございます。

次に，下段の款 4 繰入金，項 1 他会計繰入金，目 1 一般会計繰入金は 2,216 万 1,000 円を
増額するもので，主なものとしまして，交付金額の確定によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

款 7 国庫支出金，項 1 国庫補助金，目 2 災害等臨時特例補助金は 6 万 9,000 円を増額するもので，東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して，保険税の減免及び一部負担金の免除の特例措置に対する交付金額の確定によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

続きまして，歳出でございますが，款 1 総務費，項 1 総務管理費，目 1 一般管理費は 98 万 8,000 円を増額するもので，こちらは給与改定に伴う職員給与費を増額するものでございます。

次に，款 2 保険給付費，項 2 高額療養費，目 1 一般被保険者高額療養費は 240 万円を増額するもので，補正前の実績及び今後の支払い見込みによる増額するものでございます。

次に，下段の項 5 葬祭諸費，目 1 葬祭費は 60 万円を減額するもので，補正前の実績及び今後の見込みにより減額するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 3 国民健康保険事業費納付金の項 1 医療給付費分，項 2 後期高齢者支援金等分，項 3 介護納付金分につきましては，いずれも財源組替えの変更でございます。

歳入で御説明しました，国保税減額分を繰入金等のその他財源分へ組み替えるものでございます。

続きまして，9 ページをお願いいたします。

款 5 項 1 保健事業費，目 1 保健衛生普及費は 70 万円を減額するもので，人間ドック及び脳ドックの申請件数の減が見込まれるため減額するものでございます。

次に，項 2 目 1 特定健康診査等事業費は 573 万円を減額するもので，内訳としまして，節 11 の役務費で通信運搬費と，節 12 委託料で特定健診等の受診者数の減が見込まれるため減額するものでございます。

続きまして，施設勘定について御説明を申し上げます。

それでは 15 ページをお願いいたします。

歳入でございますが，款 1 診療収入，項 1 外来収入の目 1 国民健康保険診療報酬収入，目 2 社会保険診療報酬収入，目 3 後期高齢者診療報酬収入，目 4 一部負担金収入で 826 万 7,000 円を増額と，次の款 2 介護サービス収入，項 2 予防給付費収入，目 1 居宅支援サービス費収入は 9 万 8,000 円を増額するもので，ともに補正前の収入実績と今後の見込みから増額するものでございます。

次に，款 4 繰入金，項 2 基金繰入金，目 1 財政調整基金繰入金は 909 万 8,000 円を減額するもので，今回の補正の余剰金を基金に繰り戻すものでございます。

次に，款 6 諸収入，項 2 目 1 雑入の個人予防接種料は 153 万円を増額するもので，補正前の収入実績と，今後の見込みから増額するものでございます。

16 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款 1 総務費，項 1 施設管理費，目 1 一般管理費は29万7,000円を増額するもので、主に人件費の補正により、正職員及び会計年度職員の給与改定及び本年度の実績と今後の見込みによる補正になります。

節26公課費，消費税及び地方消費税の27万円の増額は、令和 6 年度の確定税額の半分の額を令和 7 年度の申告分として納付する額で、令和 6 年度の確定額が予定より多かったために増額するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

款 2 項 1 医業費，目 2 医療用消耗器材費は50万円を増額するもので、診察等で使用する医療用消耗品の購入費で、主にインフルエンザ，新型コロナウイルスの流行拡大によりまして、患者数の増加に伴い、検査キットの購入数が増となったため、補正前の実績及び今後の支払い見込みにより増額するものでございます。

議案第14号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第15号について、生活環境課長雑賀正幸君。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第15号 令和 7 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第 3 号）について、補足して御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

歳入でございます。

款 1 使用料及び手数料，項 1 使用料，目 1 町営霊園使用料は34万9,000円を増額するもので、1 区画分の町営霊園の永代使用料でございます。

款 3 繰入金，項 1 基金繰入金，目 1 財政調整基金繰入金は34万9,000円を減額するもので、町営霊園使用料の増額により、財源調整として基金に繰り戻すものでございます。

議案第15号についての説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第16号及び議案第17号について、福祉課長服部 豊君。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） 議案第16号 令和 7 年度利根町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の主なものにつきまして、補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の 6 ページをお開き願います。

款 3 国庫支出金，項 1 国庫負担金でございますが、467万円を増額するものでございます。こちらは歳出で保険給付費を増額するため、国負担金を増額するものでございます。

次に、項 2 国庫補助金でございますが、3,529万3,000円を増額するものでございます。こちらは、主に第 1 号被保険者の総数に対する75歳以上、85歳以上の被保険者数の割合、第 1 号被保険者の所得の分布状況等に基づき交付される調整交付金が交付されることに伴い増額するものでございます。

次に、款 4 支払基金交付金でございますが、566万1,000円を増額するものでございます。

こちらは歳出で保険給付費を増額するため、支払基金交付金を増額するものでございます。

次に、款5 県支出金、項1 県負担金でございますが、365万円を増額するものでございます。歳出で保険給付費を増額するため、県負担金を増額するものでございます。

次に、項3 県補助金でございますが、84万円を減額するものでございます。こちらは歳出で、介護予防生活支援サービス事業費及び包括的支援事業・任意事業費を減額するため、県補助金を減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金でございますが、203万7,000円を減額するものでございます。こちらは、主に所得段階が第1段階から第3段階に該当する方の保険料軽減措置者数が見込みより少ないため減額するものでございます。

次に、項2 基金繰入金でございますが、785万4,000円を減額するものでございます。こちらは、第1号被保険者保険料不足分として充当する介護給付費準備基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費でございますが、1,800万円を増額するものでございます。こちらは、要介護の認定を受けている方の地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費が見込みより上回るため増額するものでございます。

次に、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、760万円を増額するものでございます。こちらは要支援の認定を受けている方の介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費が見込みより上回るため増額するものでございます。

次に、9ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費でございますが、64万円を減額するものでございます。こちらは地域包括支援センター職員の勤務実績による職員手当等の減額や、生活支援体制整備事業の委員謝金等の減額によるものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

次に、項2 介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、246万2,000円を減額するものでございます。こちらは、総合事業対象の方や要支援の認定を受けている方に対する訪問介護サービス費及び通所サービス費が、見込みを下回るため減額するものでございます。

次に、10ページ中段から11ページ上段をお願いいたします。

項3 一般介護予防事業費でございますが、217万6,000円を減額するものでございます。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務実績による職員手当等の減額や、通いの場事業補助金交付件数が見込みを下回るため減額するものでございます。

続きまして、11ページ中段をお願いします。

款5 基金積立金でございますが、1,917万3,000円を増額するものでございます。こちら

は、財政調整交付金の交付に伴い、基金積立金を増額するものでございます。

款 6 諸支出金でございますが、95万2,000円を減額するものでございます。こちらは、前年度分の地域支援事業交付金の国県への返還額の変更に伴い減額するものでございます。

議案第16号 令和7年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金で17万6,000円を増額するものです。こちらは一般会計からの繰入金で、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に伴い増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いします。

款 1 サービス事業費、項 1 居宅介護予防支援事業費でございますが、17万6,000円を増額するものです。こちらは会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に伴う人件費の増額分でございます。

令和7年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第18号について、保険年金課長古山栄一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君） それでは、議案第18号 令和7年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表になります。

こちらは令和8年4月より業務を実施したいため債務負担の追加を行うものでございます。左から事項、後期高齢者医療で使用する住民情報システム機器賃貸借で、期間は令和7年度から令和8年度までで、限度額は108万3,000円となります。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 項 1 目 1 後期高齢者医療保険料の2,399万5,000円の減額は、1月現在の賦課状況から減額するものでございます。

次に、款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 事務費繰入金は、この後御説明させていただきます。歳出の一般管理費で事務費減額に伴い、184万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、目 3 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の繰入金額確定により549万3,000円を減額するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、款 1 項 1 総務費、目 1 一般管理費は184万3,000円を減額するもので、内訳としまして、節12の委託料で電算業務委託と、節13使用料及び賃借料のCSシステム使用料は、契約差金により減額するものでございます。節18負・補・交は、茨城県後期高齢者医療共通経費負担金の確定による減額でございます。

次に、款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金の減額が見込まれることと、保険基盤安定納付金の額確定により2,948万8,000円を減額するものでございます。

議案第18号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第19号について、生活環境課長雑賀正幸君。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第19号 令和7年度利根町下水道事業会計補正予算（第6号）について、補足して御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第1条、令和7年度利根町下水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。管路建設工事の既決予定量を428万5,000円減額し、3,323万4,000円とするものでございます。また、流域下水道整備事業費の既決予定量も2,379万円増額し、3,174万8,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正、第4条、資本的収入及び支出の補正につきましては、後ほど、15ページからの令和7年度利根町下水道事業会計補正予算事項別明細書で御説明申し上げます。

次に、2 ページを御覧ください。

第5条、継続費の補正につきましては、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、ウォーター P P P 導入可能性調査業務委託の総額及び年割額を減額しゼロ円とするものでございます。

第6条、企業債の補正につきましては、3 ページを御覧ください。

流域下水道事業債の起債限度額を増額し、3,160万円とするものでございます。

第7条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正につきましては、職員給与費の既決予定額を72万9,000円増額し、2,595万5,000円とするものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

令和7年度利根町下水道事業会計補正予算事項別明細書、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 他会計負担金56万円を減額するもので、節、雨水処理負担金は、一般会計からの負担金のうち、雨水管渠調査業

務委託の事業費が確定したことによるもの、節、他会計負担金は、龍ヶ崎南が丘団地の流入汚水量が確定したことによるものでございます。

次に、項２営業外収益、目４国庫補助金1,626万円を減額するもので、官民連携等基盤強化推進事業補助金、ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託になりますが、こちらが不採択となったことによるものと、大規模下水道管路特別重点調査等事業補助金の確定によるものでございます。

次に、目５県補助金128万円を減額するもので、茨城県湖沼水質浄化下水道接続支援事業補助金の確定によるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

支出につきましては、款１下水道事業費用、項１営業費用、目１管渠費51万9,000円を減額するもので、節、委託料は、雨水管渠調査業務委託における契約差金によるものでございます。

次に、目４普及促進費148万円を減額するもので、先ほど収入の目５県補助金のところで御説明いたしましたが、下水道接続支援補助金の確定によるものでございます。当初、10件の申請を見込んでおりましたが、実績は４件であったため、不用額が生じたものでございます。

次に、目６総係費1,527万1,000円を減額するもので、節、給料から法定福利費までの職員給与費関連につきましては、人事院勧告に基づく改定及び事由異動によるものでございます。

節、委託料は、先ほど収入の目４国庫補助金のところで御説明いたしましたが、ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託に係る補助申請が不採択となったため、事業費を減額するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款１下水道事業資本的収入、項１企業債、目１企業債2,400万円を増額するもので、流域下水道債は、茨城県に支払う霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の財源となるもので、負担金額が増えたことによるものでございます。

次に、項２他会計負担金、目１他会計負担金428万5,000円を減額するもので、一般会計の一般負担金のうち、雨水管渠改修工事建設業務委託の事業費が確定したことによるものでございます。

次に、支出につきましては、款１下水道事業資本的支出、項１建設改良費、目１管渠費428万5,000円を減額するもので、先ほど、目１他会計負担金のところで御説明しましたが、雨水管渠改修工事建設業務委託の事業費が確定したことによるものでございます。

次に、目３流域下水道建設負担金2,379万円を増額するもので、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の増額によるものでございます。

こちらは、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、茨城県が実施した大口径下水道管路の保有延長の調査、全国特別重点調査の結果を踏まえ、緊急度1と判定を受けた箇所のパイプ改修工事に伴う費用負担でございます。

また、4ページ以降、14ページまでの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、予定貸借対照表につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、こちらも御参照いただければと思います。

議案第19号についての説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第13号から議案第19号までの7件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月9日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第23、議案第20号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。

財政課長木村宜孝君。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 議案第20号 工事請負契約の締結について、補足して御説明申し上げます。

令和7年度農林業近代化施設解体工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約内容でございますが、1、工事名、令和7年度農林業近代化施設解体工事、2、工事場所、利根町大字立木99番地及び100番地、3、契約方法、一般競争入札、4、契約金額、2,948万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額268万円。5、契約相手方、茨城県常総市中妻町579番地3、株式会社フルヤ建商代表取締役古矢 満。

参考資料といたしまして、建設工事請負契約書の写し、入札結果の写し、工事の概要、配置図を添付してございます。

工事の概要について御説明申し上げます。

農林業近代化施設につきましては、利活用の希望事業者の撤退により、今後の利活用が困難となったことから、当該施設について解体する工事となります。

工事期間は、議会の議決を得た日の翌日から180日間となります。

なお、今回の入札におきましては、低入札調査基準価格を設定しております。低入札調査基準価格6,066万9,400円、うち消費税及び地方消費税の額551万5,400円。

契約内容で申し上げました契約金額につきましては、当該基準価格を下回った入札であったことから、低入札価格調査制度実施規程に基づき、書類の提出をいただき、令和8年2月24日に、落札候補者である株式会社フルヤ建商に対し、提出のあった書類に基づいた低入札調査を実施し、その結果、入札内容が適正であると認め、仮契約を行っております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第20号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、3月9日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第24、議案第21号 利根町副町長の選任についてを議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長松本浩睦君。

〔総務課長松本浩睦君登壇〕

○総務課長（松本浩睦君） 議案第21号 利根町副町長の選任につきまして、補足して御説明いたします。

今回、横田清泰氏を利根町副町長として選任したいので、提案理由にもありますように、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得るため提案するものでございます。

氏名、横田清泰、住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。なお、略歴等につきましては、参考資料を御参照いただければと思います。

議案第21号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第21号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第25、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

生涯学習課長 亀谷英一君。

〔生涯学習課長 亀谷英一君登壇〕

○生涯学習課長（亀谷英一君） まず、議案提出後に、この議案第22号及び参考資料に誤りが見つかりまして、差し替えとなったことについて大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第22号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、補足して御説明申し上げます。

本議案は、現在の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、次期指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、次のページをお願いいたします。

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第13号の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

前のページにお戻りください。

1、公の施設の名称、布川地区コミュニティセンター、2、指定管理者、利根町大字横須賀1291番地1、一般社団法人利根町シルバー人材センター理事長鈴木健司、3、指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

当該事業者は、平成9年5月に設立され、平成31年4月1日に一般社団法人利根町シルバー人材センターとなりまして、定年退職後の高齢者が地域で働く機会を得るための公益的な団体であり、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした運営をしております。

選定方法につきましては、公平性を確保する観点から公募を実施いたしました。その結果、当該事業者の一事業者から応募があり、選定委員会において、事業計画、管理運営体制、収支計画これまでの実績等について総合的に審査を行っております。

審査の結果、当該事業者は、施設の設置目的を十分に理解し、安定かつ継続的な管理運営ができると判断されたことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

議案第22号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第22号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第26、議案第23号 利根町過疎地域持続的発展計画の変更に

ついてを議題とします。

補足説明を求めます。

政策企画課長布袋哲朗君。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、議案第23号 利根町過疎地域持続的発展計画の変更について、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第2条第1項第1号の規定により、本町が過疎地域に指定され、過疎地域の持続的発展に関する施策等を決定し、推進していくため、令和3年9月に策定いたしました令和3年度から令和7年度までの利根町過疎地域持続的発展計画が令和8年3月31日をもって計画期間が終了するため、令和8年度から令和12年度までの計画期間とした内容に本文及び事業計画に掲載している事業を変更したいので提案するものでございます。

利根町過疎地域持続的発展計画でございますが、現行計画から変更点につきまして朱書きにし、削除部分についても朱書きの見え消しにしてございますので、御確認いただければと思います。

それでは、利根町持続的発展計画に沿って御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

1ページから6ページまでは、基本的な事業としまして、利根町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況について、当町の過疎指定や計画策定人口の推移等、最新の状況を記載してございます。

7ページをお願いいたします。

地域の持続的発展の基本方針としまして、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画に基づいた具体的な施策や、第5次利根町総合振興計画後期基本計画の重点施策として位置づけ、後期基本計画と一体的に策定いたしました利根町デジタル田園都市国家構想総合戦略の戦略プロジェクト1から4までを新たに追記をしてございます。

後期基本計画や総合戦略の施策を引き続き進めるとともに、本計画に基づいて行う事業の財源として過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指す、そういう形とさせていただきます。

地域の持続的発展のための基本目標でございますが、人口減少率が過疎地域の指定要件とされていることから、人口に関する目標値につきましては、総合戦略において算出した将来人口推計結果と整合性を図っております。

8ページをお願いいたします。

計画の達成状況の評価に関する事項でございますが、前計画と同様、PDCAサイクルにより効果的な見直しや改善を実施し、毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホー

ムページで公表することとしております。

計画期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間としております。

公共施設等総合管理計画との整合性につきましては、字句の修正を行っておりますが、その他、変更はございません。

9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまでは、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の内容となっております。

ここでは、移住・定住、地域間交流、人材育成の現況と問題点、その対策を記載しております。

目標値としましては、新築マイホーム取得助成金支給件数など三つの項目を設定しており、事業計画には、奨学金返還支援補助金など、八つの事業を記載しております。

12ページをお願いいたします。

12ページから16ページまでは、産業の振興の内容となっております。

ここでは、農業、地場産業、企業誘致、起業の促進、商業、観光・レクリエーションの現況と問題、その対策を記載しております。

数値目標としましては、認定農業者数など四つの項目を設定しており、事業計画には、利根西部地区基盤整備事業など11の事業を記載しております。

16ページをお願いいたします。

産業振興促進事項では、産業振興促進区域を利根町全域とし、業種を製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とし、計画期間は本計画と同様としてございます。

17ページをお願いいたします。

17ページから18ページまでは、地域における情報化でございます。

ここでは、情報化の推進の現況と問題点、その対策について記載しております。

数値目標としましては、オープンデータの公開件数、行政手続オンライン化率の2項目を設定しております。事業計画では、デジタルサイネージ整備事業など四つの事業を記載しております。

19ページをお願いいたします。

19ページから25ページまでは、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

こちらは、ここでは道路交通の現況と問題点、その対策を記載しております。

数値目標としましては、道路維持管理工事延長など、三つの項目を設定しており、事業計画では、町道101号線（改良）など33の事業を記載しております。

26ページをお願いいたします。

26ページから30ページまでは、生活環境の整備についての内容でございます。

ここでは、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、消防防災体制及び施設、公園の現

況と問題点，その対策を記載してございます。

数値目標としましては，給水普及率の向上など四つの項目を設定しており，事業計画では，汚水・雨水管渠調査業務委託など22の事業を記載してございます。

31ページをお願いいたします。

31ページから36ページまでは，子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の内容でございます。

ここでは，子育て環境の確保，高齢者の保健と福祉，障がい者の保健と福祉，その他（保健福祉センター等）の現況と問題点，その対策を記載してございます。

数値目標としましては，保育所待機児童数及び放課後児童クラブ待機児童数の合計など，三つの項目を設定しており，事業計画では保健福祉センターLED照明改修工事など27の事業を記載してございます。

37ページをお願いいたします。

37ページから38ページまでは，医療の確保の内容となっております。

ここでは，医療の確保，広域的な連携の現況と問題点，その対策について記載してございます。

数値目標としましては，国保診療所医師の確保の項目を設定し，事業計画では，診療所スロープ改修工事など六つの事業を記載してございます。

39ページをお願いいたします。

39ページから51ページまでは，教育の振興の内容となっております。

ここでは，学校教育の充実，生涯学習の充実，社会教育施設等の整備の現況と問題点，その対策を記載してございます。

数値目標としましては，コミュニティ・スクールとして地域と連携した活動件数，町文化センター・町生涯学習センター・町図書館の利用者数の合計の2項目を設定しており，事業計画では，利根小学校黒板更新工事など88の事業を記載してございます。

50ページをお願いいたします。

こちらの公共施設等総合管理計画との整合性について記載してございますが，小学校1校，中学校1校となっていることから，適正な学校規模の維持についての部分につきましては削除してございます。

52ページをお願いいたします。

52ページは，集落の整備の内容となっております。

ここでは，空き家対策の現況と問題点，その対策を記載してございます。

数値目標としましては，空き家バンク成約件数の項目を設定し，事業計画では，空き家子育て活用推進奨励金，空き家リフォーム工事助成金の2事業を記載してございます。

53ページをお願いいたします。

53ページから55ページまでは，地域文化の振興の内容となっております。

ここでは、芸術文化の振興等、資料館等の施設の整備の現況と問題点、その対策を記載してございます。

数値目標としましては、歴史民俗資料館の来館者数を設定しており、事業計画では歴史民俗資料館LED照明化改修工事など12の事業を記載してございます。

56ページをお願いいたします。

56ページでは、再生可能エネルギーの利用の促進の内容を記載してございます。

再生可能エネルギーの利用の促進の現況と問題点、その対策を記載しております。

数値目標としましては、太陽光発電システム設置費補助金交付件数を設定しており、事業計画では、太陽光発電システム設置費補助金、自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の2事業を載せてございます。

57ページをお願いいたします。

この57ページから58ページ、こちらにつきましてはその他ということで、地域の持続的発展に関し必要な事項を載せてございます。

ここでは、地域への愛着を醸成する機会をつくり、結婚記念証交付事業、広報体制の強化の現況と問題点、その対策を記載してございます。

数値目標としましては、町行政アプリの登録件数を設定し、事業計画では、地域への愛着を醸成する機会づくり、広報体制強化推進事業の二つの事業を載せてございます。

59ページをお願いいたします。

59ページから65ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分の事業計画でございまして、本計画の各分野における事業計画のうち、ソフト事業分を再掲載したものでございます。

計画書の内容につきましては以上となります。

なお、この計画変更に当たりましては、素案の段階で議員の皆様の方に御説明をさせていただきまして、パブリックコメントを実施した後、茨城県のほうと協議をしまして、議案のほうで上程させていただいております。

議決後の対応でございますが、議決をいただきましたら、茨城県を經由いたしまして、内閣総理大臣の外7大臣に提出するとともに、町公式ホームページへ公表することとなっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第23号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第27，議案第24号 令和8年度利根町一般会計予算から日程第33，議案第30号 令和8年度利根町下水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。
お諮りいたします。

議案第24号から議案第30号までの7件は，会議規則第39条第2項の規定により，説明を省略し，議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し，これに付託して審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

これより，正副委員長の互選を行いますので，全員協議会室にお集まりください。
暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時41分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長船川京子君，副委員長井原正光君です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

予算審査特別委員会委員長船川京子君。

〔予算審査特別委員長船川京子君登壇〕

○予算審査特別委員長（船川京子君） ただいま委員長の大任を拝しました船川京子です。
真剣に取り組ませていただきますので，よろしくお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は，タブレットに掲載のとおりです。

十分なる審査の上，3月18日に委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 日程第34，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日3月4日は，議案調査のため休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は，３月５日の午前10時から開きます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後３時４２分散会